

人権方針

ナカバヤシ・グループは1923年に図書館製本業で創業した後、手帳やアルバム、ノートなど紙製品の加工から事務機器や発電事業など、市場環境変化や顧客ニーズの多様性に対応しつつ、常に『新しいこと』に取り組んできました。

コーポレートメッセージ「思いを守る、明日へつなぐ」を基調に、お客様の想いやニーズを敏感にとらえ続けることで、生活を豊かにする製品・価値あるサービスを提供し、次代へ文化を伝えるとともに、豊かな社会づくりに貢献していきます。

この「思いを守る、明日へつなぐ」大切な基礎が、人間らしさです。当社では「コンプライアンス・マニュアル」において、「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」「国際的に認められた人権を理解し、尊重する」ことを定めています。

私たちは、「人権・人格の尊重」「あらゆる差別とハラスメントの解消」「安全で衛生的かつ健康的な労働環境の整備」を推進するため、以下の人権方針に基づき行動します。

1. 基本的な考え方

私たちは、企業活動が人権に影響を及ぼす可能性のあることを認識し、関連するすべての人の人権を尊重することを最重要課題の一つとして認識します。

私たちは、以下の国際的な原則・基準を、最低限遵守すべき人権に関する原則・基準と理解、尊重し、企業としての責任を果たします。

- ・「国際人権章典」（世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約）
- ・「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言とそのフォローアップ」
- ・「ビジネスと人権に関する指導原則」2011年国連人権理事会
- ・「国連グローバル・コンパクト」2000年国連（2004年腐敗防止原則追加）

2. 適用範囲

本方針は、ナカバヤシ・グループのすべての役員と従業員に適用します。また、私たちの製品・サービスに関係するすべての取引関係者に対しても、本方針の理解・遵守を求めます。

3. ナカバヤシ・グループの重要な人権課題

私たちは、下記の項目を重要な人権課題と認識し取り組みを進めます。

(1) 人権・人格の尊重

- ・強制労働の禁止
- ・児童労働の禁止
- ・外国人技能実習生の基本的人権の尊重
- ・プライバシーに関する権利の保護

(2) あらゆる差別とハラスメントの解消

- ・業務と無関係の属性、状態を理由とするすべての差別の解消
- ・情報発信における差別的な表現の排除
- ・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを始めとするすべてのハラスメントの禁止

(3) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の整備

- ・入退社に伴う適正な取扱い
- ・適正な労働時間
- ・適正な賃金
- ・労働安全衛生の環境整備
- ・結社の自由と団体交渉権の保障

(4) 製品・サービスへの人権配慮

- ・人権への配慮を含む製品・サービスの安全と品質の維持向上
- ・人権への配慮を含む製品・サービスの責任あるマーケティング・販売活動
- ・原材料発注・仕入れ製品発注の際の活動による人権への負の影響の排除
- ・コミュニティへの負の影響の排除

4. 推進体制

ナカバヤシ・グループコンプライアンス委員会が本方針の取組を推進し、取締役会が人権尊重の取組について監督します。

5. 人権デュー・ディリジェンスの継続的实施

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく手順に従って人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、人権への負の影響を防止または軽減することに努めます。

6. 救済と是正

私たちの事業活動が、人権に対する負の影響を直接に引き起こした場合、または取引関係等を通じた間接的な影響が明らかとなった場合、負の影響が疑われる場合には、対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

7. ステークホルダーとの対話や協議

私たちは、人権に関する事案については、関連するステークホルダーとの対話と協議を継続的にを行い、また人権に関する外部の専門家を活用し、人権尊重の取り組みの向上と改善に努めます。

8. 情報開示

ナカバヤシ・グループは、人権尊重の取り組みの状況およびその結果を、ウェブサイトなどで開示します。

9. 人権方針の周知浸透・教育

私たちは、本方針をすべての役員と従業員に周知浸透させ、また本方針の実効性を確保するため、適切な教育研修を行います。

ナカバヤシ株式会社
代表取締役社長執行役員
湯本 秀昭

2022.02.25 取締役会決議制定